

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.13

発行／2022年 4月4日 発行者／神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-国に対する行政訴訟 控訴審結審 4.26判決-

1.行政訴訟 控訴審 第2回期日(2021年12月14日)

2021年9月13日より始まった国に対する行政訴訟の控訴審は、12月14日に結審を迎えました。この日、弁護団からは、COP26グラスゴー気候合意における決定事項の概要、本件訴訟に係る原告側の主張を「人権」と「適正さ」をキーワードに総括し、結審となりました。

グラスゴー気候合意を踏まえて 国際社会の決意

浅岡弁護士から、COP26 グラスゴー気候合意について、気温上昇抑制1.5℃目標がより明確なものとなったこと、これから10年間の取り組みが重要な時間になるとの共通認識が構築され、合意に至っていることが強調されました。そして、本件訴訟との関係性では、脱炭素を巡る国際情勢が大きく変化するなかで、先進国の中において日本だけが石炭火力を増やしていることの特異性、石炭火力からの大規模かつ継続した排出が許容される状況にないことを主張しました。また、残余カーボンバジェットについてIPCC第5次評価報告書が指摘しているにもかかわらず、本件発電所の環境影響評価手続きにおける確定通知は、それを受けたものになっていないことを指摘しました。

裁判所に期待する役割 控訴審における最終プレゼンテーション

池田弁護士からは、控訴審における原告主張について「人権」と「適正さ」を中心に総括を述べました。人権面では、石炭火力発電所が現代の「公害施設」としての認識が必要であり、環境配慮審査の「適正さ」について、法目的に照らして十分に検討する必要性があると指摘しました。そして、この2つの概念が行政権の裁量の範囲内ではなく、司法の権限の範囲にあるはずだと述べました。

本件確定通知の対象となった環境アセスは2013年の「局長級とりまとめ」という法的根拠の曖昧なものに基づいた、緩和された基準に依拠したのですが、裁判所は法体系の整合性を保ちつつ、各法規の解釈・適用を行うべきです。そこからは、本件とりまとめも法体系に整合的に解釈されと考えるべきです。そうすると、本件とりまとめは、人権や適正手続きについて定めるより高次の憲法や、パリ協定、環境基本法、環境影響評価法よりはるか下位にあるものです。したがって、上位法規で尊重される法益を損なうような解釈・運用がされることは許されないと指摘しました。

また、一審判決(大阪地裁)の大きな問題の一つに、CO₂の大量排出による気候変動の被害を受けている住民であっても、原告適格が認められなかった点があります。これは判決において、CO₂の排出規制の問題を「公益」に関わるものと位置づけ、「個別的保護の対象外」と判断したことによります。しかし、「みんなの問題」だから「私、あなたの問題」ではないという理屈はいかにも不合理です。原判決が主張制限(行訴法10条)に基づいて、CO₂規制の違法性を争う資格を原告たちに認めなかったことも問題です。百歩譲って、CO₂規制の問題を「公益」と位置付けるとしても、通常、「公益」は個人の利益の集合益と考えるのが一般人の感覚であって、この両者を切り分けることは、一般人の理解を得られるものではありません。

つまり「自己の法律上の利益」が「公益」とともに「総合判断」の一要素になる関係があるときには、行訴法10条の主張制限にはかからないと考えるべきです。気候変動問題は公益の問題であると共に、一人一人の問題でもあるのです。

最後に、池田弁護士は、COP26におけるEU委員会ティメルマンス副委員長の発言が引用されました。「これからの数年で失敗したら、孫は他の人類と水や食べ物を巡って戦うことになります。これが我々の直面している冷徹な現実なんです。1.5度目標は、我々の子供や孫が将来、生存不能になることを避けるためのものです。私は2050年には多分いないでしょう。でも孫は青年として、そこにいるはずです。私は彼に平和で豊かな暮らしを送ってほしいし、この部屋にいる皆さんのお子さんやお孫さんもそうあってほしい。これは自分毎なんです。」

そして、「裁判所におかれては、日本だけが取り残されることのないように、裁判所の役割である人権擁護と公正な手続の観点からの判断をされるよう、お願いしたい」と述べられ、控訴審は結審となり、判決日が言い渡されました。2022年4月26日(火)午後2:30より、大阪高等裁判所にて予定されています。



神戸石炭訴訟
Kobe Climate Case

行政訴訟 控訴審判決

2022年4月26日(火)

大阪高等裁判所14:30



2.民事訴訟期日 第14回期日(2022年1月18日)

神戸地裁での口頭弁論期日では、審理の終盤に向けて、主張を尽くしました。まず、和田弁護士より共同不法行為論、つまり神戸製鋼と関西電力が共に不法行為を行う点とその他の火力発電所とも共同しているため「他の会社も排出している」という反論は許さない点をプレゼンしました。また、浅岡弁護士より民訴においてもCOP26グラスゴー気候合意についての説明をしました。そして、大きな争点となる「人権侵害性」につき池田弁護士からプレゼンを行いました。

今後、双方の主張が出そろった段階で行われる尋問の証拠申出について、原告側からは原告本人や専門家証人の6名の申出を行いました。被告らからは、口頭弁論期日では書面を提出したのみで発言は特になされませんでした。当日の進行協議期日において、裁判所より双方の主張が出そろったことが確認され、次回4月26日の期日で原告側からのプレゼン40分を予定していること、神戸製鋼、関西電力ともにプレゼンの予定がないことが確認されました。

4月の裁判官の異動により、裁判体の構成が変更されることが想定されることから、証人の採否は留保するとされました。現在の裁判体としては、尋問をしないで判断することはないと考えているとの意見がありましたが最終的な決定は新しい裁判体での決定となることを告げられました。

現在の裁判体としては、①江守正多氏から(国立環境研究所・地球システム領域／副領域長)は証言してもらう、②大島堅一氏(龍谷大学・政策学部教授)は意見が分かっている、③原告本人は1人か2人が議論の余地がある、など指摘がありました。尋問期日は、次々回7月19日(火)午後1時30分から5時までと予定されています。

次回期日は4月26日(火)10時30分からと指定されており、行政訴訟の判決期日と同じ日となっています。

神戸発電所3号機、2月1日 営業運転開始

2022年2月1日、神戸製鋼所は、建設、試運転を進めていた3号機の営業運転開始を公表しました。これを受けて、神戸の石炭火力発電を考える会では、以下の抗議声明を発表しました。このほか、神戸石炭訴訟原告団では、六甲道駅前、三ノ宮駅前にて行き交う市民の方々に神戸の石炭問題について呼び掛けを行いました。

【声明】神戸製鋼所 新規石炭火力発電所 営業運転開始へ抗議

-気候危機、大気汚染を加速させる神戸発電所3号機の稼働中止を求める-

2月1日、神戸製鋼所は、神戸線条工場内(神戸市灘区)において建設中であった新設石炭火力発電(神戸発電所3号機)の営業運転を開始しました。

これまで、当会をはじめ、深刻化する気候危機や大気汚染による健康影響を懸念する市民は、神戸製鋼所に対して幾度も、新設石炭火力建設の見直しを求めてきました。気候危機が顕在化するとともに、コロナ禍で健康影響にかかってない不安を覚える中で、更なるリスクをもたらす石炭火力発電所が新規稼働することを、どのくらいの市民が知っているでしょうか。一刻も早い脱石炭が、一層強く求められている昨今の状況において、市民への説明・周知なく新たな石炭火力発電所の営業運転を開始したことに強く抗議し、運転の中止を求めます。

今回の3号機の営業運転開始によって、年間346万t-CO₂の排出増加が見込まれます。

石炭火力発電は世界における温室効果ガスの主要排出源であり、気候危機が深刻化するなか、石炭火力を削減、廃止する必要があることが世界の共通理解となっています。昨年、イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、気温上昇を2℃より低い1.5℃に抑える努力をすること、そのために、「排出削減対策が講じられていない(unabated※)」石炭火力をフェーズダウン(漸減)することが決議されました(「グラスゴー気候合意」)。今回の3号機の営業運転は、「排出削減対策が講じられていない」通常の石炭火力発電所を、2030年以降も長期に稼働させるもので、脱炭素社会の実現に大きく逆行するのは明らかです。国際的信用を喪失する事例となります。

(※排出削減対策とは、国際的にはCCS(炭素回収・貯留設備)が想定されています。)

発電所周辺は、京阪神地域の工業化の進展に伴う大気汚染公害により、多くの市民が健康被害を受け、今なお、特段の大気汚染対策の実施により大気環境の改善が図られている地域です。そこに新たな石炭火力発電所の稼働を強行することは、これまでの環境回復の努力を蔑ろにする暴挙といわざるをえません。当会は、2021年5月に3号機の試運転が開始されて以降の環境影響をウォッチし把握しています。住民の清浄な大気のもとで暮らす権利を脅かす石炭火力事業を認めることは、到底できません。

石炭火力発電所の建設が止まらないのは、大気汚染、気候変動の観点を考慮せず、発電事業の開始を認めた経済産業大臣の誤った判断が一因です。誤った判断に基づく石炭火力発電所の建設・稼働を見直さず、野放しにすることはできません。当会は、現世代及び次世代が安定した気候のもとで暮らす権利を守り、未来をつないでいくために、当石炭火力発電所の建設・稼働差止を求める民事訴訟、建設を認めた国に対する行政訴訟の2つの裁判を提起し、法廷で闘う原告を支援してきました。これら裁判の係争中に運転を強行する企業姿勢に対して、多くの市民とともに強く抗議します。

このたびの3号機の稼働は、現世代及び次世代が良好な大気環境・安定した気候のもとで平穩に暮らす権利を脅かすもので、企業の社会的責任を放棄した暴挙ともいえるものです。3号機の運転停止と、それに続く4号機の建設工事を即時中止するとともに、神戸製鋼所が2030年までの早期に石炭火力事業から撤退することを強く求めます。

以上。

2月18日から3月10日まで実施された「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(改定案)に関する パブリック・コメント手続について、神戸の石炭火力発電を考える会より意見を提出しました。

2030年 温室効果ガス削減目標

旧計画 35～38%
(2013年度比)

↓

改定計画 **48%**
(2013年度比)
さらなる高みをめざす

2030年 再生可能エネルギー導入目標

発電電力量
80億kWh
県内比率23%

↓

発電電力量
100億kWh
県内比率30%

当会が考える
目指すべき数値

60%以上に！
(2013年度比)

発電電力量
県内比率
50%以上に！

また、気温上昇1.5℃以内の目標を実現するには、2030年目標は60%以上削減が必要であること、そのために、2030年度に兵庫県として2030年における県内再エネ比率は、50%以上を目指すべきであるとししました。さらに、温室効果ガスの大幅削減を実現する有効な施策として、再エネを作る仕組み、企業や家庭において消費される仕組みづくりが必要とししました。

石炭をはじめとする火力発電所を“脱炭素化”するために、水素、アンモニア利用が兵庫県においても進められようとしています。とりわけ水素について「CO₂フリー水素」と書かれているが、現状、なにから作られた水素であるかは不問となっていることから、「化石燃料由来の水素は認めず、グリーン水素に限定するべき。」と意見しました。

パブリックコメント提出期間中に県民から寄せられた意見は、3月28日の兵庫県環境審議会大気環境部会でとりまとめられ、ひょうごの環境HPにて公開されています。

パブコメとりまとめ https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/22691



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobecomclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ 今後の裁判期日について



行政訴訟 控訴審 判決期日

日時:2022年 **4月26日**(火)14:30より

場所:大阪高等裁判所 202号法廷

期日報告会:開催予定 (オンライン配信あり)



←Zoom参加登録QRコード

民事訴訟 第15回期日

日時:2022年 **4月26日**(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催なし

民事訴訟 第16回期日

日時:2022年 **7月19日**(火) 午後

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

※時間は決まり次第HP等でお知らせします。